

## 加賀料理技術保存会審議会要綱

### (目的)

第1条 加賀料理技術保存会に、会員資格に関する審査及び保存会の活動に対する助言を行うことを目的として、審議会を置く。

### (設置)

第2条 加賀料理技術保存会規約第15条の規定により、加賀料理技術保存会審議会(以下、審議会という。)を置く。

### (組織)

第3条 審議会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、学識関係者や料理・調理・食品関係団体、県芸術文化協会、県観光連盟、県伝統産業振興協議会その他適当と思われる者で、加賀料理技術保存会の会長が選任する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、加賀料理技術保存会事務局において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。